

盛岡広域振興局長告示第45号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

令和元年12月13日

盛岡広域振興局長 石 田 知 子

- 1 路線名 雫石東八幡平線
- 2 供用開始の区間 岩手郡雫石町長山猿子113番15地先から111番1地先まで
- 3 供用開始の期日 令和元年12月13日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 盛岡広域振興局土木部
 - (2) 期間 令和元年12月13日から令和2年1月14日まで